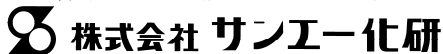


証券コード 4234

2025年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号



株式会社 サンエー化研

代表取締役社長 櫻 田 武 志

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.sun-a-kaken.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンエー化研」または「コード」に当社証券コード「4234」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご来場されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙またはインターネットにより、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
株式会社損保会館 大会議室
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第116期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し、退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「重要な会計方針及びその他の注記」
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



2025年6月25日(水曜日)
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

● 一部の候補者に
反対する場合

≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

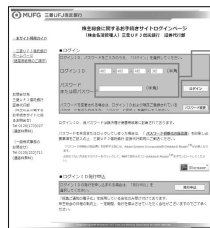
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事 業 報 告

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景とした所得環境の改善やインバウンド需要の増加により、緩やかながら回復基調で推移いたしました。一方で、政策金利の引き上げによる金利上昇や、実質賃金の伸び悩みによる個人消費の落ち込みから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような状況下、当社グループの業績概況といたしましては、業績回復に向けて価格転嫁を推し進めてまいりましたが、売上拡大を目指して事業譲受した機能性材料部門の保護フィルム事業の立ち上げに向けた各種費用の先行が営業収益を圧迫し、赤字幅は縮小したものの営業赤字となりました。

経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、受取配当金や政策保有株式売却による投資有価証券売却益から黒字となりました。

その結果、当社グループの経営成績は、売上高294億30百万円（前年同期比6.9%増）、営業損失34百万円（前年同期は営業損失1億95百万円）、経常利益88百万円（前年同期比150.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億37百万円（前年同期比31.9%減）となりました。

2) 部門別営業の概況

次に当連結会計年度における部門別の売上高と営業概況についてご報告いたします。

(軽包装部門)

食品用包材は、上期において電子レンジ対応食品包材「レンジD o !」の受注が好調に推移しておりましたが、下期に入り食料品価格値上げの影響を受けた需要減少から受注が減少し通期では前年同期並みの受注数量となりました。

日用品等の包材は、耐内容物包材「ブラピカ」の受注が好調に推移したことから販売数量は微増となりました。

医薬品・医療用包材は前年同期並みの受注数量で推移しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は125億59百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

(産業資材部門)

紙・布へのラミネート製品は、輸入品のOPPテープの価格上昇や脱炭素の流れを受けてクラフトテープ基材用途向けの受注が増加しました。一方で布テープ基材用途向けは海外からの安価品流入により受注が減少しております。

剥離紙は、建材用途向け及び家電用途向け製品の受注が低調でしたが、自動車関連用途向け製品の受注が好調に推移したことから販売数量は前年同期比微増となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は101億69百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

(機能性材料部門)

その他の粘着加工品は新たに獲得したフォルダブルスマートフォン用途向けやモバイル用途向け保護フィルムの受注が好調に推移したことから増収となりました。オレフィン系粘着加工品は前年同期並みで推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は61億41百万円（前年同期比10.5%増）となりました。

連結部門別売上高

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
軽 包 装 部 門	12,559百万円	42.7%	5.7%増
産 業 資 材 部 門	10,169百万円	34.6%	4.4%増
機 能 性 材 料 部 門	6,141百万円	20.9%	10.5%増
そ の 他	558百万円	1.9%	62.2%増
合 計	29,430百万円	100.0%	6.9%増

3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては次のとおりであります。

固定資産増加分（完成工事分 13億4百万円）

（注）有形固定資産、無形固定資産（のれんを除く）への投資であります。

4) 資金調達等の状況

当連結会計年度の資金状況としましては、短期借入金6億80百万円、長期借入金10億70百万円を調達いたしました。

5) 対処すべき課題

現在、わが国経済は緩やかに回復しておりますが、その成長は力強いものとは言えません。政府も慎重な見方を示しており、実質GDP成長率や企業収益の回復見通しを引き下げる動きを見せています。その背景には、米国や中国といった主要貿易相手国の経済減速懸念があります。

一方で、個人消費は緩やかに増加しており、雇用・所得環境の改善によって消費マインドの支えとなっています。しかし、家計に占める支出割合の大きい食費や光熱費が上昇しており、物価高の影響を強く受けています。そのため、賃金が改善しても、消費者は慎重な支出を続け、節約志向が根強いのが現状です。

そのような状況のなか、当社グループでは、設備の統廃合を中心とした合理化、そして製品の値上げといった利益確保のための活動を推進しております。従業員の安全とエンゲージメント向上を強く意識しながら、事業部門毎に以下の取り組みを行い、業績改善に努めてまいります。

（軽包装部門）

軽包装部門につきましては、電子レンジ対応食品包材「レンジD o !」のアイテムを拡充し、レトルト食品分野や介護食分野への拡販に注力してまいります。

非食品分野の化粧品、日用品、医療及び医薬包材にも、高い技術力を活かした新製品を開発、拡販し、販売数量の回復、売上確保に努めてまいります。

また、プラスチック容器包装の廃棄によって生じる様々な環境問題に対処するため、プラスチックボトル代替品として、内容物に応じた強度と耐久性をもつパウチを開発、商品化することで、プラスチックごみの減容化に貢献してまいります。また、紙やバイオマスプラスチックを主原料とする包材の開発や、リサイクルが容易なモノマテリアル化にも積極的に取り組んでまいります。

（産業資材部門）

産業資材部門につきましては、取扱製品のほとんどが中間製品ということもあり、昨今の円安と材料価格高騰によるコスト増加への対応が追い付かず、厳しい事業環境に置かれております。そのような状況を打開するため、高い生産能力とクリーンな環境という特長を有する掛川工場WESTを中心とする生産体制への移行と設備の統廃合に取り組んでおりますが、今後はその活動を加速し、早期に低コスト構造への転換を実現いたします。

シノムラ化学工業との垣根を越えた設備、人材の最適化は着実に進んでおります。今後はグループ全体で生産効率の改善と製品価格の適正化をより一層推し進め、収益性の向上に努めてまいります。

（機能性材料部門）

機能性材料部門につきましては、緩やかながら需要が回復傾向にあります。昨年11月に株式会社レゾナックから譲り受けた保護フィルム事業につきましては、現在当社品への切り替えを順次進めており、収益化は今後の課題であります。同社から引き継いだ生産技術や取引先との交流を通じて、当部門の既存事業とのシナジー創出につなげることを目指します。

今後、ニーズの高まりが予想されるクリーン塗工商材への対応は、従来のディスプレイ分野だけではなく、幅広い業界から製品開発に関するお問い合わせをいただいております。

当社の強みである顧客密着型の開発態勢を強化することにより、保護フィルムだけではなく、部材を含めた様々な開発にも注力し、早期に利益に貢献できるよう努めてまいります。

なお、株主並びに関係者の皆様方には、一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 113 期 (2022年3月期)	第 114 期 (2023年3月期)	第 115 期 (2024年3月期)	第 116 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高	千円 28,674,167	千円 27,870,442	千円 27,521,385	千円 29,430,148
経常利益 (△は損失)	千円 973,940	千円 △236,702	千円 35,583	千円 88,982
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は損失)	千円 1,515,729	千円 △198,455	千円 348,211	千円 237,038
1株当たり当期純利益 (△は損失)	円 銭 138.11	円 銭 △18.13	円 銭 32.86	円 銭 23.12
総 資 産	千円 35,946,627	千円 35,611,473	千円 37,440,544	千円 37,810,318
純 資 産	千円 20,928,722	千円 20,479,156	千円 21,602,256	千円 21,018,312
1株当たり純資産	円 銭 1,819.56	円 銭 1,821.57	円 銭 1,955.37	円 銭 2,084.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△は損失) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末の発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第116期の財産及び損益の状況は「1. 企業集団の現況に関する事項 1) 事業の経過及び成果」をご覧ください。

7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
東邦樹脂工業株式会社	100百万円	100%	紙加工品、プラスチック製品の製造及び販売
シノムラ化学工業株式会社	40百万円	51%	紙加工品、プラスチック製品 産業用繊維の製造及び販売
灿櫻(上海) 商貿有限公司	11百万人民币元	100%	当社グループ製品の中国及び その周辺国への販売

8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、紙、プラスチック、金属箔等を主原材料とした、軽包装材料、剥離紙、粘着用テープ基材、表面保護フィルム等の包装材料関連製品を製造、販売しております。

軽包装部門（食品用包材、医薬品・医療用包材、日用品等の包材）

- a. サンシール（易開封性フィルム）
- b. レンジD o！（電子レンジ対応パウチ）
- c. 液体容器パウチ
- d. エアー緩衝材

産業資材部門（紙・布へのラミネート製品、剥離紙）

- a. 剥離紙
- b. 布テープ基材
- c. クラフトテープ基材
- d. 重包装用基材

機能性材料部門（オレフィン系粘着加工品、その他の粘着加工品）

- a. サニテクト
- b. P A C
- c. 粘着加工品
- d. その他の機能性材料

9) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

(イ) 本 社 東京都中央区

(ロ) 事 業 所

関 西 支 店	大阪市中央区
名古屋営業所	名古屋市東区
台 北 営 業 所	台湾台北市
静 岡 工 場	静岡市清水区
袋 井 工 場	静岡県袋井市
掛 川 工 場	静岡県掛川市
掛川工場WEST	静岡県掛川市
奈 良 工 場	奈良県天理市
R&Dセンター	静岡県掛川市

(ハ) 重要な子会社及び関係会社

東邦樹脂工業株式会社	栃木県下都賀郡
シノムラ化学工業株式会社	静岡県袋井市
灿櫻(上海)商貿有限公司	中国上海市

10) 従 業 員 の 状 況 (2025年 3 月31日現在)

(イ) 企業集団の従業員の状況

事 業 部 門 の 名 称	従 業 員 数 (名)
軽包装部門	256 (41)
産業資材部門	161 (9)
機能性材料部門	92 (17)
全社 (共通)	129 (15)
合 計	638 (82)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を除く、常用パート) は、() 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(ロ) 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
453	20名減	43歳 7 ヶ月	18年 2 ヶ月

(注) 上記使用人の他にパートタイマー 66名 (期末在籍者) を雇用しております。

11) 主要な借入先の状況 (2025年 3 月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,719,000 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,412,500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,153,000

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 45,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 11,320,000株
- 3) 株 主 数 2,999名（前期末比199名増）
- 4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新生紙パルプ商事株式会社	株 1,812,200	% 18.79
昭和ボックス株式会社	1,244,200	12.90
サンエー化研社員持株会	412,600	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託ロ・昭和ボックス側口）	300,000	3.11
みずほ信託銀行株式会社 （退職給付信託 昭和ボックス側口）	300,000	3.11
株式会社東洋化学	181,400	1.88
内 藤 征 吾	142,600	1.47
山 田 美 千 代	121,000	1.25
藤 岡 宣 隆	106,300	1.10
岡 本 知 久	100,000	1.03

- （注） 1. 当社は、自己株式を1,679,893株保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式（1,679,893株）を控除して計算しております。

5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年11月22日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得理由 株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。
- ② 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ③ 当期に取得した株式の総数 932,400株（2025年3月31日現在）
- ④ 当期の取得価額の総額 477,671,000円（2025年3月31日現在）
- ⑤ 取得期間 2024年11月25日～2025年3月31日

（注）当連結会計年度の自己株式の増加数は譲渡制限付き株式の無償取得による増加200株を含めると932,600株であります。

(参考)

1. 2024年11月22日開催の当社取締役会での決議内容（2024年11月22日公表分）
 - (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 1,000,000株（上限）
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け及び東京証券取引所における市場買付け
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 9.5%）
 - (3) 株式の取得価額の総額 600,000,000円（上限）
 - (4) 取得期間 2024年11月25日～2025年10月31日
2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2025年3月31日現在）
 - (1) 取得した株式の総数 932,400株
 - (2) 取得価額の総額 477,671,000円

（注）自己株式の累計の増加数は譲渡制限付き株式の無償取得による増加200株を含めると932,600株であります。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	山 本 明 広	
代 表 取 締 役 社 長	櫻 田 武 志	東京営業統括
取 締 役	芝 彦 尚	関西支店長
取 締 役	山 本 元	生産部長兼資材部長 兼R&Dセンター管掌
取 締 役	野 口 隆 一	高井総合法律事務所パートナー 弁護士
取 締 役	宮 本 貞 彦	
常 勤 監 査 役	佐 藤 誠 一	東邦樹脂工業㈱監査役 シノムラ化学工業㈱監査役
監 査 役	井 上 眞 樹 夫	新生紙パルプ商事㈱常勤監査役
監 査 役	湯 口 毅	昭和ボックス㈱取締役営業本部長

- （注）
1. 取締役野口隆一氏及び宮本貞彦氏は社外取締役であり、両名を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 監査役井上眞樹夫氏及び湯口毅氏は、社外監査役であります。なお、湯口毅氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査役井上眞樹夫氏は、新生紙パルプ商事㈱において監査部長等を歴任され、監査業務に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役湯口毅氏は、昭和ボックス㈱において取締役営業本部長等を歴任され、幅広い見識を有しております。

2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、年間保険料の10%相当を役員が負担しております。当該保険契約により、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合に、役員が被る損害が補填されることとなります。

3) 取締役の報酬等の決定方針

基本方針

- 1) 報酬は年間総額220,000千円（ただし使用人分給与は含まない）の範囲内とする。※1996年6月27日開催 第87期定時株主総会において決議
- 2) 年俸と役員退職慰労金の二本立てとする。役員退職慰労金は、各期の引当額と年俸の合計額が上記年間総額の範囲内となるよう每期引当て、退任時に一括で支給する。
- 3) 個別支給額の算出は、原則として取締役会で決議した内規（以下「本内規」）に従って行う。

個別支給額の決定方法

具体的な決定は下記のように行います。

1) 年俸

年俸は月額報酬と賞与で構成されます。（但し、社外取締役は月額報酬のみとしています。）月額報酬は、本内規に従って、役位、在任期間に則して計算し、個別報酬が決まります。賞与は、月額報酬と同様に、本内規に従って、役位、在任期間に則した個別報酬を算出した上で、対象期間の業績に応じて変動させることとしております。変動額は、透明性・客観性を維持するため、対象期間の業績に応じて取締役会で協議のうえ、取締役会決議により、個別支給額を決定しております。尚、決定に際しては、従業員賞与との整合性等も判断要素に加えております。また、業績連動報酬制度は採用しておりませんが、本内規では、上記のとおりの賞与について対象期間の業績に応じて変動させる仕組みとしているほか、会社業績、各取締役の評価を年俸の改定、役位の昇任に反映させる仕組みとしております。

2) 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、各期の引当額と年俸との合計額が上記年間総額の範囲内となるよう毎期の費用で引当て、取締役退任時に株主総会決議を得て一括で支給します。毎期の引当額は、本内規の計算式に従い、在任中の報酬額、役位、在任期間に基づいて計算します。尚、各事業年度で発生した見積役員退職慰労金は、役員退職慰労引当金に繰り入れております。

4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (2)	86 (6)	86 (6)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	15 (0)	15 (0)	— (—)	— (—)
合 計	9 (4)	102 (6)	102 (6)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額220百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は19名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）であります。
4. 当社定款において定められた取締役の員数は8名以内、監査役の員数は4名以内であります。
5. 各取締役への個別報酬については、取締役の報酬等の決定方針に基づき、取締役会決議により決定しております。
6. 固定報酬には、当事業年度の賞与引当金と退職慰労金の引当金繰入額を含んでおります。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役野口隆一氏及び宮本貞彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

6) 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役野口隆一氏は高井総合法律事務所のパートナー弁護士であります。
 高井総合法律事務所は、当社の顧問弁護士事務所であります。
 監査役井上眞樹夫氏は新生紙パルプ商事㈱の常勤監査役であります。
 新生紙パルプ商事㈱は当社の主要株主であり取引先であります。
 監査役湯口毅氏は昭和パックス㈱の取締役営業本部長であります。
 昭和パックス㈱は当社の主要株主であり取引先であります。

- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会（12回開催）		監 査 役 会（7回開催）	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取締役 野 口 隆 一	12回	100%	—	—
取締役 宮 本 貞 彦	12回	100%	—	—
監査役 井 上 眞 樹 夫	12回	100%	7 回	100%
監査役 湯 口 毅	12回	100%	7 回	100%

- (注) 野口隆一氏及び宮本貞彦氏は開催された取締役会に100%出席いたしました。取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 井上眞樹夫氏及び湯口毅氏は、開催された取締役会に100%出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
 また、井上眞樹夫氏及び湯口毅氏は、開催された監査役会に100%出席し、監査の方法その他の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

4. 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

以上のご報告における記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,559,598	流 動 負 債	13,316,443
現金及び預金	6,380,811	支払手形及び買掛金	3,071,582
受取手形	435,045	電子記録債務	3,668,009
売掛金	5,943,806	短期借入金	4,370,000
電子記録債権	4,601,452	1年内返済予定長期借入金	581,720
商品及び製品	1,952,397	リース債務	38,151
仕掛品	1,924,432	未払金	765,915
原材料及び貯蔵品	1,142,785	未払法人税等	40,641
未収還付法人税等	18,840	契約負債	1,530
その他	178,079	賞与引当金	425,517
貸倒引当金	△ 18,052	役員賞与引当金	6,650
固 定 資 産	15,250,719	設備支払手形	6,012
有 形 固 定 資 産	7,062,805	営業外電子記録債務	201,979
建物及び構築物	2,579,336	その他	138,732
機械装置及び運搬具	1,681,852	固 定 負 債	3,475,562
土地	2,470,903	長期借入金	847,500
リース資産	255,477	リース債務	239,646
その他	75,236	繰延税金負債	1,265,033
無 形 固 定 資 産	792,099	役員退職慰労引当金	126,751
のれん	719,800	退職給付に係る負債	796,101
その他	72,299	資産除去債務	132,485
投資その他の資産	7,395,814	その他	68,043
投資有価証券	5,601,274	負 債 合 計	16,792,006
退職給付に係る資産	1,658,935	純 資 産 の 部	
その他	135,604	株 主 資 本	17,392,546
資 産 合 計	37,810,318	資本金	2,176,000
		資本剰余金	2,241,506
		利益剰余金	13,761,605
		自己株式	△ 786,566
		その他の包括利益累計額	2,705,587
		その他有価証券評価差額金	2,343,184
		為替換算調整勘定	14,112
		退職給付に係る調整累計額	348,290
		非支配株主持分	920,179
		純 資 産 合 計	21,018,312
		負 債 純 資 産 合 計	37,810,318

連結損益計算書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		29,430,148
売 上 原 価		26,072,644
売 上 総 利 益		3,357,503
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,391,897
営 業 損 失 (△)		△ 34,393
営 業 外 収 益		229,723
受 取 利 息	1,591	
受 取 配 当 金	158,265	
作 業 く ず 売 却 益	31,084	
ク レ ー ム 収 入	1,500	
補 助 金 収 入	14,347	
そ の 他	22,933	
営 業 外 費 用		106,347
支 払 利 息	44,290	
為 替 差 損	13,762	
固 定 資 産 除 却 損	32,350	
そ の 他	15,943	
経 常 利 益		88,982
特 別 利 益		377,683
投 資 有 価 証 券 売 却 益	377,683	
特 別 損 失		50,970
固 定 資 産 除 却 損	44,417	
減 損 損 失	6,552	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		415,696
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	79,683	
法 人 税 等 調 整 額	160,187	239,870
当 期 純 利 益		175,825
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△ 61,212
親会社株主に帰属する当期純利益		237,038

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,575,299	流 動 負 債	11,299,192
現金及び預金	4,586,783	支 払 手 形	44,024
受 取 手 形	412,491	電 子 記 録 債 務	3,755,832
電 子 記 録 債 権	4,034,737	買 掛 金	2,271,571
売 掛 金	5,553,535	短 期 借 入 金	3,460,000
商 品 及 び 製 品	1,571,107	1年内返済予定長期借入金	509,900
仕 掛 品	1,529,931	リ ー ス 債 務	32,993
原材料及び貯蔵品	750,325	未 払 金	610,334
前 払 費 用	53,122	未 払 法 人 税 等	3,013
そ の 他	100,247	契 約 負 債	159
貸 倒 引 当 金	△ 16,984	未 払 費 用	55,438
固 定 資 産	14,079,717	預 り 金	18,384
有 形 固 定 資 産	5,103,254	賞 与 引 当 金	324,940
建 物	1,875,911	役 員 賞 与 引 当 金	4,150
構 築 物	160,883	営 業 外 電 子 記 録 債 務	201,979
機 械 及 び 装 置	1,331,149	設 備 支 払 手 形	6,012
車 輜 運 搬 具	12,545	そ の 他	458
工 具 器 具 備 品	57,816	固 定 負 債	2,941,049
土 地	1,415,941	長 期 借 入 金	802,500
リ ー ス 資 産	249,007	リ ー ス 債 務	237,687
無 形 固 定 資 産	777,660	繰 延 税 金 負 債	1,050,266
の れ ん	719,800	退 職 給 付 引 当 金	572,325
ソ フ ト ウ ェ ア	2,695	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	118,300
販 売 権	47,000	資 産 除 去 債 務	91,925
そ の 他	8,164	そ の 他	68,043
投 資 そ の 他 の 資 産	8,198,802	負 債 合 計	14,240,242
投 資 有 価 証 券	5,486,131	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,304,200	株 主 資 本	16,076,907
関 係 会 社 出 資 金	124,314	資 本 金	2,176,000
長 期 前 払 費 用	28,725	資 本 剰 余 金	2,139,672
前 払 年 金 費 用	1,189,099	資 本 準 備 金	2,098,559
そ の 他	66,331	その他資本剰余金	41,113
資 産 合 計	32,655,016	利 益 剰 余 金	12,547,800
		利 益 準 備 金	335,983
		その他利益剰余金	12,211,817
		圧 縮 積 立 金	20,404
		別 途 積 立 金	10,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,191,413
		自 己 株 式	△ 786,566
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,337,866
		その他有価証券評価差額金	2,337,866
		純 資 産 合 計	18,414,774
		負 債 純 資 産 合 計	32,655,016

損 益 計 算 書

〔2024年4月1日から〕
〔2025年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,977,690
売 上 原 価		26,292,114
売 上 総 利 益		2,685,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,861,848
営 業 損 失 (△)		△ 176,272
営 業 外 収 益		242,156
受 取 利 息	1,567	
受 取 配 当 金	177,325	
作 業 く ず 売 却 益	20,084	
ク レ ー ム 収 入	1,473	
補 助 金 収 入	14,347	
そ の 他	27,358	
営 業 外 費 用		82,365
支 払 利 息	35,047	
固 定 資 産 除 却 損	24,522	
為 替 差 損	13,762	
そ の 他	9,032	
経 常 損 失 (△)		△ 16,482
特 別 利 益		377,683
投 資 有 価 証 券 売 却 益	377,683	
特 別 損 失		50,970
固 定 資 産 除 却 損	44,417	
減 損 損 失	6,552	
税 引 前 当 期 純 利 益		310,231
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,589	
法 人 税 等 調 整 額	32,731	68,320
当 期 純 利 益		241,910

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月22 日

株式会社サンエー化研
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 歌 健 至

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンエー化研の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンエー化研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月22 日

株式会社サンエー化研
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 歌 健 至

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンエー化研の2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社サンエー化研 監査役会

常勤監査役 佐藤 誠 一 ⑩

社外監査役 井上 眞樹夫 ⑩

社外監査役 湯口 毅 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、安定配当の維持を基本としながら、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、第116期の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、86,760,963円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月27日といたしたいと存じます。
なお、中間配当金として1株につき金9円をお支払いしておりますので、年間配当金は金18円となります。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
①	やま もと あき ひろ 山 本 明 広 (1954年12月12日)	1980年4月 当社入社 2004年4月 研究所部長 2006年1月 研究所長 2007年6月 執行役員研究所長 2008年4月 執行役員掛川工場長 2011年4月 執行役員研究所長 2011年6月 取締役研究所長兼人事部管掌 2012年6月 取締役研究所長 2015年4月 取締役生産部長兼資材部管掌 2015年12月 灿櫻（上海）商貿有限公司董 事 2017年4月 常務取締役生産部長 2018年4月 代表取締役社長兼生産部長 2019年4月 代表取締役社長 2023年4月 代表取締役会長（現任）	81,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
②	さくら だ たけ し 櫻 田 武 志 (1962年 8 月17日)	1987年 4 月 当社入社 2008年10月 東京営業第 3 部部長 2011年 6 月 執行役員東京営業第 3 部長 2014年 6 月 取締役東京営業第 3 部長 2015年 2 月 長鼎電子材料（蘇州）有限公 司董事長 2015年 4 月 取締役東京営業統括兼東京営 業第 3 部長 2016年 8 月 取締役東京営業統括兼東京営 業第 3 部長兼開発部管掌 2017年 1 月 取締役東京営業統括兼開発部 管掌 2018年 6 月 常務取締役東京営業統括兼開 発部管掌 2019年 4 月 常務取締役東京営業統括 2023年 4 月 代表取締役社長兼東京営業統 括（現任）	55,300株
③	やま もと はじめ 山 本 元 (1963年12月24日)	1990年 4 月 当社入社 2012年 4 月 掛川工場長 2013年 4 月 袋井工場長兼生産技術部長 2013年 6 月 執行役員袋井工場長兼生産技 術部長 2017年 4 月 執行役員掛川工場長兼掛川工 場 W E S T 工場長 2018年 6 月 取締役R&Dセンター所長 2019年 4 月 取締役R&Dセンター所長兼生 産部長兼資材部管掌 2023年 4 月 取締役生産部長兼資材部長兼 R&Dセンター管掌（現任）	34,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
④	※ あり ま けい すけ 有 馬 啓 介 (1964年 7 月 2 日)	1990年 9 月 当社入社 2017年 1 月 東京営業第 3 部長 2019年 4 月 東京営業第 1 部長 2021年 6 月 執行役員東京営業第 1 部長 2024年 4 月 執行役員関西営業第 1 部長 (現任)	8,600株
⑤	の ぐち りゅう いち 野 口 隆 一 (1974年 4 月 5 日)	2004年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 那須・本間法律事務所 入所 (アソシエイト) 2013年10月 赤司・野口法律事務所 設立 (パートナー) 2017年 4 月 新保・洞・赤司法律事務所 設立 (パートナー) 2020年 9 月 高井綜合法律事務所 入所 (パートナー) (現任) 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任)	0株
⑥	みや もと さだ ひこ 宮 本 貞 彦 (1956年12月 4 日)	1987年 1 月 三幸㈱入社 (現・新生紙パルプ商事㈱) 1997年 4 月 同社 管理本部総務人事部長 1997年 6 月 同社 取締役管理本部副本部 長 2000年 2 月 同社 取締役札幌支店長 2000年 4 月 大倉三幸㈱ 取締役札幌支店 長 (現・新生紙パルプ商事㈱) 2002年 7 月 同社 取締役東京本店経理部 長 2005年10月 新生紙パルプ商事㈱ 取締役 東京本店経理部長兼総務部長 2006年 7 月 同社 取締役営業統括本部副 本部長 2014年 6 月 同社 常勤監査役 2015年 6 月 当社 社外監査役 2023年 6 月 当社 社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 野口隆一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、会社法及び労働法分野、リスク管理に係る経験と知見を有しており、客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、ご助言をいただく事を期待しております。また、同氏を㈱東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は野口隆一氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 野口隆一氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 宮本貞彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は新生紙パルプ商事㈱の経理部長、監査役等を歴任され、その経験及び知見等をもって客観的な立場から当社経営に対し適切なご助言をいただく事を期待しております。また、同氏を㈱東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は宮本貞彦氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 宮本貞彦氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
9. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、年間保険料の10%相当を役員が負担しております。当該保険契約により、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合に、役員が被る損害が補填されることとなります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、永井勉氏は監査役佐藤誠一氏の補欠、清水貴雄氏は社外監査役井上眞樹夫氏及び湯口毅氏の補欠であります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
①	なが い つとむ 永 井 勉 (1963年11月6日)	1988年4月 ㈱岡本入社 (現・新生紙パルプ商事㈱) 2008年4月 同社 機能材料部長 2012年4月 同社 工業機能材部長 2014年4月 同社 化成品一部長 2021年4月 当社入社 東京営業第3部長 2021年10月 管理本部長兼人事総務部長 2023年4月 管理本部長 2023年6月 執行役員管理本部長(現任)	2,400株
②	しみず たか お 清 水 貴 雄 (1970年5月23日)	1994年3月 昭和パックス㈱入社 2015年3月 同社 亀山工場長 2019年3月 同社 総務人事部長 2021年6月 同社 執行役員総務人事部長 2022年6月 同社 執行役員管理本部長兼 総務人事部長 2023年6月 同社 取締役管理本部長兼総 務人事部長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 清水貴雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 清水貴雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、昭和パックス㈱の工場長及び総務人事部長を歴任され、幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいからです。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。補欠監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第 4 号議案 退任取締役に対し、退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます芝彦尚氏に対し、在任中の功労に報いるために退職慰労金を、当社の内規に従って相当の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会の決議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名			略 歴
しば 芝	ひこ 彦	なお 尚	2017年 6 月 取締役関西支店長
			2020年 1 月 取締役関西支店長兼奈良工場長
			2023年 4 月 取締役関西支店長（現任）

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1996年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額220百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社の更なる持続的成長と中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、第6号議案「当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」とともに、取締役及び監査役の報酬制度を見直すこととしたいと存じます。

つきましては、第6号議案「当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の金銭報酬限度額を年額170百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし使用人分給与は含まない。）とすることにつき、ご承認いただければと存じます。

当社は、2021年10月28日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案及び第6号議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案及び第6号議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、本議案につきましては、第6号議案が原案通り承認可決されることによって取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度が導入されることを踏まえ、当社の事業規模、現在の役員の人数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当である判断しております。

なお、当社の現在の取締役は6名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、1996年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額220百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の金銭報酬限度額は、年額170百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし使用人分給与は含まない。）となります。また、当社の監査役の報酬等の額は、1996年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額20百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含み、以下「対象監査役」といいます。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、対象取締役及び対象監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、上記の報酬枠（取締役の金銭報酬限度額年額170百万円（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査役の金銭報酬限度額年額20百万円）とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役については年額30百万円以内、対象監査役については年額10百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役については年5万株以内、対象監査役については年1万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたしたいと存じます。

本制度において、対象取締役及び対象監査役は、当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとし、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役及び対象監査役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取

締役及び対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会又は監査役の協議において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役又は対象監査役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役又は対象監査役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役又は対象監査役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役又は対象監査役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役又は対象監査役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、当該喪失の時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年10月28日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、第5号議案及び本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を第5号議案及び本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希薄化率も、発行済株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に占める割合は約0.6%にとどまることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2025年5月23日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役山本明広氏、櫻田武志氏、山本元氏及び在任中の監査役佐藤誠一氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

取締役及び監査役の退職慰労金につきましては、当社の内規に定める基準に基づき算定されることに加え、取締役に対するものは、2021年10月28日開催の取締役会において定めた取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

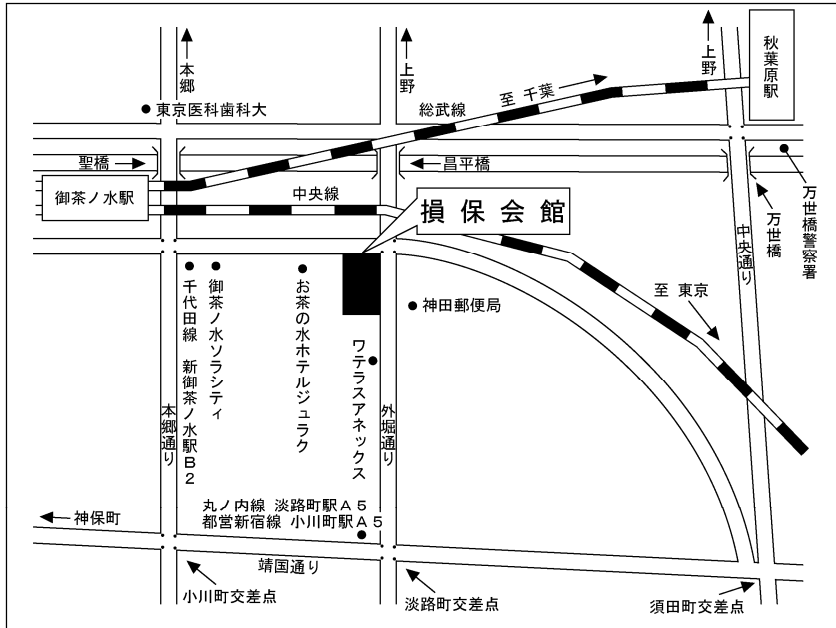
なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山 本 明 広	2011年6月 当社取締役 2017年4月 当社常務取締役 2018年4月 当社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役会長（現任）
櫻 田 武 志	2014年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役 2023年4月 当社代表取締役社長（現任）
山 本 元	2018年6月 当社取締役（現任）
佐 藤 誠 一	2020年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

会 場 株式会社 損保会館 大会議室
東京都千代田区神田淡路町二丁目 9 番地
〒101-8335 T E L (03)3255-1299



■最寄り駅■

J R 御茶ノ水駅 聖橋口 徒歩5分
東京メトロ地下鉄・千代田線 新御茶ノ水駅 B2出口 徒歩3分
東京メトロ地下鉄・丸ノ内線 淡路町駅 A5出口 徒歩3分
都営新宿線・小川町駅 A5出口 徒歩3分
J R 秋葉原駅 電気街口 徒歩5分

●クールビズスタイルでの株主総会開催について

株主総会当日は役職員が軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。